

令和2年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省2-③)

政策分野名 【施策名】	消費者と食・農とのつながりの深化					
政策の概要 【施策の概要】	食育や地産地消の推進と国産農産物の消費拡大、和食文化の保護・継承、消費者と生産者の関係強化					
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		30年度	元年度	2年度	3年度
	予算の状況 (百万円)		2,018 <0> の内数を含む	1,746 <0> の内数を含む	1,344 <0> の内数を含む	1,455 <0> の内数を含む
	当初予算(a)		0 <0> の内数を含む	0 <0> の内数を含む	169,043 <0> の内数を含む	0 <0> の内数を含む
	補正予算(b)		△44 <0> の内数を含む	△400 <0> の内数を含む		
	繰越し等(c)		1,974 <0> の内数を含む	1,346 <0> の内数を含む		
合計(a+b+c)		1,793 <0> の内数を含む	1,166 <0> の内数を含む			
執行額(百万円)		1,793 <0> の内数を含む	1,166 <0> の内数を含む			
政策に関する内閣の 重要政策 【施策に関する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日)第3の1(3) ・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、令和2年12月15日改訂) 					

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	食育や地産地消の推進と国産農産物の消費拡大											
目標①【達成すべき目標】	「日本型食生活」を食生活・食習慣の変化に対応しつつ展開											
測定指標	ア 日本型食生活の実践に取り組む人の割合		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類	
			年度	27年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			2年度
			実績値		69%	-	-	-	-			
	達成度合い			(B:88%)	(:)	(:)	(:)	(:)				
	年度ごとの目標値		62 %	70 %	-	-	-	-	70 %			
把握の方法	出典:食育に関する意識調査(農林水産省消費・安全局) 公表時期:調査年度の翌年度2月頃 算出方法:「実践している」及び「おおむね実践している」の数／有効回答数											
達成度合いの 判定方法	達成度合い(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											
備考												

目標②【達成すべき目標】		農林漁業体験の取組の推進									
測定指標	ア 農林漁業体験を経験した国民の割合		基準値	実績値・達成度合い						目標値	A'
			年度	27年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	2年度	
			実績値	/	66%	-	-	-	-	/	
	達成度合い		(A': 750%)	(:)	(:)	(:)	(:)				S↑ - 差
年度ごとの目標値		36 %	40 %	-	-	-	-	-	40 %		
把握の方法	出典:食育に関する意識調査(農林水産省消費・安全局) 公表時期:調査年度の翌年度2月頃 算出方法:農林漁業体験への参加について、参加したことがあると答えた人数／有効回答数										
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=(当該年度実績値-基準値)／(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
目標③【達成すべき目標】		学校や病院等施設の給食における地場産食材の活用									
測定指標	ア 学校給食における地場産物を使用する割合		基準値	実績値・達成度合い						目標値	F↑ - 差
			年度	27年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	2年度	
			実績値	/	-	-	-	-	-	/	
	達成度合い		(:)	(:)	(:)	(:)	(:)				
年度ごとの目標値		26.9%	30%	-	-	-	-	-	30%		
把握の方法	出典:学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査(文部科学省) 公表時期:調査翌年度7月 算出方法:実績値は「学校給食栄養報告」(文部科学省)で把握することとしおり、学校給食を実施校のうち、完全給食の実施校の中から約500校(調査対象期間:6月と11月の各5日間)のサンプリング調査を実施。										
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=(当該年度実績値-基準値)／(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	学校給食における地場産農産物を使用する割合を把握するために行う文部科学省の調査(「学校給食栄養報告」)が、令和2年度は、新型コロナ感染症拡大防止を目的とする一斉休校に伴う学校給食の休止などにより、実施できなかったため。										
施策(2)		和食文化の保護・継承									
目標①【達成すべき目標】		次世代への和食文化の継承									
測定指標	ア 伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合		基準値	実績値・達成度合い						目標値	A
			年度	27年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	2年度	
			実績値	/	50.4%	-	-	-	-	/	
	達成度合い		(A: 100.8%)	(:)	(:)	(:)	(:)				
年度ごとの目標値		41.6%	50%	-	-	-	-	-	50%		
把握の方法	出典:食育に関する意識調査(農林水産省消費・安全局) 作成時期:調査年度末頃 算出方法:継承している人の割合×伝えている人の割合×100										
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
		(判断根拠) 政策分野③「消費者と食・農とのつながりの深化」については、4個の測定指標のうち、令和2年度に実績値の把握が不可能な指標1つを除いた3つの測定指標の実績値が確定している。そのうち、A'が1個、Aが1個、Bが1個となっており、A'、A及びB(ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く)が半数以上、かつ、Cが4分の1以下であることから、令和3年度農林水産省政策評価実施計画に基づき、「③相当程度進展あり」と判定した。	
	測定指標についての要因分析 (達成度合が悪い場合等) 【施策の分析】	【(1)(2)(ア)】農林漁業体験を経験した国民の割合 「農林漁業体験を経験した国民の割合」については、令和2年度の実績値が66%で、達成度合いが750%で「A'」となった。このことに係る要因分析は以下のとおり。 ① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 ライフスタイル等の変化により、国民が普段の食生活を通じて農林水産業や農山漁村を意識する機会が減少しつつあり、農林漁業体験の推進により、食の循環を担う多様な主体のつながりを広げ深める食育を推進する必要がある。令和2年は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、接触機会低減のためのテレワークの増加、出張機会の減少等により、在宅時間が一時的に増加するといった「新たな日常」によって、人々の生活は大きく変化した。緊急事態宣言に伴う外出自粛や飲食店の営業制限等により、食生活も大きな影響を受けた。「3密」の回避などの感染症を想定した「新しい生活様式」の実践例が示され、感染症の感染拡大の状況に対応した生活様式の実践が求められている。 人々が食事を共にする共食や農林漁業体験を推進する食育の分野においても、「新たな日常」への対応が求められている。「新たな日常」による食育活動やオンライン等のデジタル化に対応した食育の推進に取り組んでいるところ。	
		② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 農林水産省では「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)において、「国民が普段の食生活を通じて農業・農村を意識する機会が減少しつつあることから、できるだけ多くの国民が、我が国の食料・農業・農村の持つ役割や食料自給率向上の意義を理解する機会を持ち、自らの課題として将来を考え、それぞれの立場から主体的に支え合う行動を引き出していくことが重要」と記載している。消費者が農業・農村を知り、触れる機会を拡大するために、生産者と消費者との交流の促進、地産地消の推進等、様々な施策を講じている。その一つとして、食や農林水産業への理解の増進を図るために、農林漁業者等による農林漁業に関する体験の取組を推進している。消費者が農業・農村を知り、触れる機会を拡大するために、生産者と消費者との交流の促進、地産地消の推進等様々な政策を講じている。 また、教育ファームなどの農林漁業体験は、自然と向き合しながら仕事をする農林漁業者が生産現場等に消費者を招き、一連の農作業等の体験機会を提供する取組である。自然の恩恵を感じるとともに、食に関わる人々の活動の重要性と地域農林水産物に対する理解の向上や、健全な食生活への意識の向上など、様々な効果が期待されていることから、農業体験を広く普及するため、教育ファームなどの農林漁業体験活動への交付金による支援のほか、どこでどのような体験ができるかについて地方農政局ウェブサイト等において情報を発信している。 なお、内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省及び環境省は、子供たちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い成長を支える教育活動として、子供の農山漁村での宿泊による農林漁業体験や自然体験活動等を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進しているところ。	
		③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 これまで「農林漁業体験を経験した国民の割合」は平成30年度から令和2年度にかけて約1.8倍(37.3%→65.7%)増加しており、関連する取組が一定の成果を挙げてきたと考える。一方で、令和2年度については、大幅に增加了。これは、令和元年度と2年度とでは調査対象や調査方法が変更になったことにより、数値が大幅に変動したと考えられる。他にも、農林漁業体験の取組については、学校における地道な取組により、若年層において増加傾向にあることが増加の要因の一つと考える。	
次期目標等への反映の方向性	【(1)(2)(ア)】農林漁業体験を経験した国民の割合 令和2年度の目標値40%について、算定根拠である第3次食育推進基本計画は5年間という計画期間を設定しており、令和2年までの目標値を設定しているため、年度ごとに目標値を設定することにはなじまず、便宜的に目安値としてして定めたものであるが、令和3年3月31日に新たな第4次食育推進基本計画を策定したことに伴い、令和3年度から令和7年度の測定指標の基準値及び目標値について、令和2年度の実績値を踏まえた見直しを実施した。		

学識経験を有する者の知見の活用	-
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-

評価結果の政策への反映状況 (主なもの)	予算	食文化の保護・継承を図るため、新たにわが国の食文化の多角的な価値の整理・情報発信や、国内外に向けて食文化の普及活動を行う中核的な人材育成を行う「訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業(新規)」を要求する。
	税制	-
	その他 (法令、組織、定員等)	-

担当部局名	大臣官房新事業・食品産業部(消費・安全局) 【大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課／外食・食文化課、消費・安全局消費者行政・食育課】	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---	----------	--------

※ 測定指標の詳細については令和2年度事前分析表、政策手段については令和3年度事前分析表をご覧下さい。